

能登半島復興応援寄附付定期預金

金利ステップアップ式

1年継続するたびに金利がアップ!



5年目

年 **1.00%** & **0.25%**

預入総額の

寄附付

4年目
年 **0.80%**

0.25%寄附

3年目
年 **0.75%**

2年目

年 **0.60%**

1年目

年 **0.35%**

令和6年能登半島地震の被災者支援のため、
本定期預金募集総額の **0.25%** に当たる
金額を寄附させていただきます。

【例：100万円のお預入れで2,500円の寄付】

©石川県観光連盟 見附島（珠洲市）

「能登半島復興応援寄附付定期預金」商品概要

ご利用いただける方	個人・個人事業主・法人
お取扱期間	2025年2月10日(月) ~ 2025年4月30日(水)
適用金利	1年目 年0.35% (税引後 0.27889%) 2年目 年0.60% (税引後 0.47811%) 3年目 年0.75% (税引後 0.59763%) & 4年目 年0.80% (税引後 0.63748%) 5年目 年 1.00% (税引後 0.79685%)
預入金額	一口 30万円以上 (預入限度額に上限はございません) ※ただし、預入金額の50%以上を新たな資金でお預入いただけます。
募集総額	50億円 ※お取扱期間中であっても上限に達した場合販売終了する場合があります。
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる個人の利息には「復興特別所得税0.315%」が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。法人は総合課税となります。
中途解約	原則として中途解約はできません。やむを得ず中途解約される場合には、当金庫所定の中途解約利率を適用します。
寄附について	■当金庫が販売する能登半島復興支援応援寄附付定期預金の預入総額の0.25%にあたる金額を信用金庫中央金融機関である信金中央金庫から寄附させていただきます。■ご契約者様には、寄附金のご負担はありません。 ■預入総額とは当金庫が販売する「能登半島復興応援寄附付定期預金」の合計額です。

信用金庫は地元でお預かりした資金を地元で融資することが決められています。地元のために預金は信用金庫へ!



能登半島復興応援寄附付定期預金商品概要

能登半島復興応援寄附付定期預金は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなりますので、「預金規定集」にてご確認ください。

各種規定は <https://www.shimanechuuou.co.jp/association/regulation.html> にてご覧いただけます。

令和7年2月10日現在

商品名	能登半島復興応援寄附付定期預金						
募集総額	50億円 ※取扱期間内であっても、上限に達し次第終了する場合があります。						
取扱期間	令和7年2月10日(月)～令和7年4月30日(水)						
ご利用いただける方	当金庫営業エリアにお住いの個人 当金庫営業エリアで営業中の個人事業主・法人のお客さま(地公体等含む)						
基本商品	スーパー定期・スーパー定期300・大口定期						
預入期間	【単利型】1年の自動継続(元利継続)に限ります。						
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただけます。					
	預入金額	1口 30万円以上(預入限度額に上限はございません) ※ただし、預入金額の50%以上を新たな資金でお預入れしていただけます。					
	預入単位	1円単位					
払戻方法	満期日以後に一括して払戻いたします。						
利息	適用金利	預入期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		金利 (税引後金利)	年0.35% (0.27889%)	年0.60% (0.47811%)	年0.75% (0.59763%)	年0.80% (0.63748%)	年1.00% (0.79685%)
	※ご注意:今後の市場環境等によっては適用金利を変更する場合があります。 ※当初預入金額が1,000万円未満で自動継続時に継続金額が1,000万円を超える場合は書替手続きが必要となります。						
	利払方法	1年ごとの満期時に付利し、最終満期日以後に一括して支払います。					
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算					
税金	個人の方は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。マル優をご利用いただけます。 法人は総合課税となります。						
満期後の商品	最終満期日以降は、期間1年の店頭表示金利のスーパー定期、スーパー定期300、大口定期に自動継続されます。 ※当初預入金額が1,000万円未満で自動継続時に継続金額が1,000万円を超える場合は書替手続きが必要となります。						
中途解約時のお取扱い	この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。 お客様から中途解約の申し出があり、当金庫がやむを得ない事由と認めた場合は原則窓口にて受付します。 満期日前の中途解約時には当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。						
預金保険制度	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までとその利息が保護されます。)						
手数料	不要						
付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定年利回りに0.5%上乗せした利率)						
苦情処理措置 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室(9時～17時、☎0853-20-1000)までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、☎03-3517-5825)までお申し出ください。						

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。

